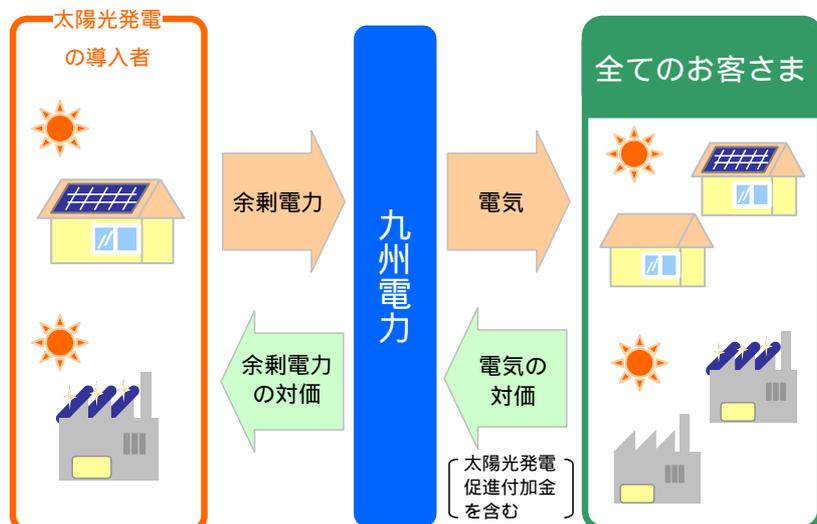
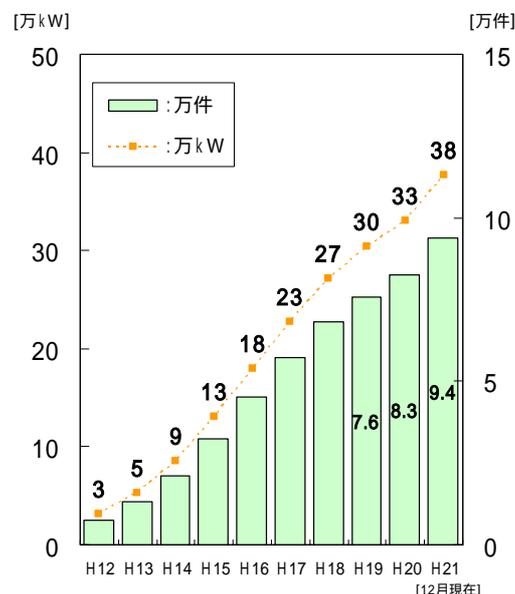


新たな「太陽光発電の余剰電力買取制度」について

新たな「太陽光発電の余剰電力買取制度」



参考：太陽光発電の購入契約推移



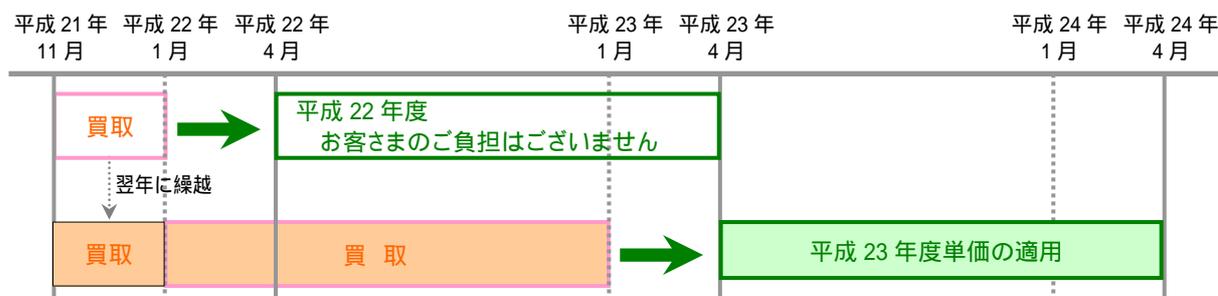
太陽光発電促進付加金（太陽光サーチャージ）の単価算定方法

- 太陽光発電促進付加金単価は、前年の買取実績を当年度ご負担いただく制度であるため、以下のような算定式で、単価が算定されます。

$$\text{太陽光発電促進付加金単価} = \frac{\text{前年の買取実績額} - \text{前年の買取による電力会社の燃料費削減額等} \pm \text{過去の過不足分}}{\text{当年度の想定需要電力量}}$$

過去の過不足分とは、太陽光発電促進付加金の単価算定時の前年度までの買取実績総額と太陽光発電促進付加金総額の差分をいいます。

- 平成22年度の単価は、本制度が平成21年11月から始まったため買取りに要した費用が少なく、0銭となりました。
- このため、平成21年の買取りに要した費用は、平成22年分と一括して平成23年4月以降にご負担いただくこととなります。



新たな「太陽光発電の余剰電力買取制度」および「太陽光発電促進付加金」は、

- ・ 「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年8月28日施行)
- ・ 同法に基づく経済産業省告示(平成21年8月31日、経済産業大臣名)

によるものです。